



令和6年12月2日以降 保険証の新規発行を終了します

●問い合わせ／保険医療係

令和6年12月2日以降、国の法改正により、保険証利用登録がされたマイナンバーカード（以下、マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行することに伴い、保険証の新規発行を終了します。

現在お手元にある保険証について

厚岸町国民健康保険および後期高齢者医療保険証の有効期限は、**令和7年7月31日までのため令和6年12月2日以降も期限まで保険証を利用できます。**

※令和7年7月31日までに後期高齢者医療制度に移行する人など、一部の人は有効期限が異なる場合があります

なお、上記保険以外に加入している人は、退職等で資格を喪失しない限り**令和7年12月1日まで利用可能です。**詳しくは、事業主等へお問い合わせください。

保険証の有効期限が切れた後について

マイナンバーカードをお持ちでない人や保険証利用登録をしていない人には、現在お持ちの保険証の有効期限前に、従来の保険証に代わり『資格確認書』を交付する予定です。※申請不要

現在の保険証同様、医療機関などの窓口で提示することで、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

なお、令和6年12月2日以降に紛失等をした場合、保険証の再発行はできませんので、マイナ保険証を利用するか、資格確認書の交付申請をお願いします。

また、国民健康保険の加入手続きおよび脱退手続きは、保険証廃止後も必要となりますので、従来どおり窓口での手続きをお願いします。

マイナ保険証について

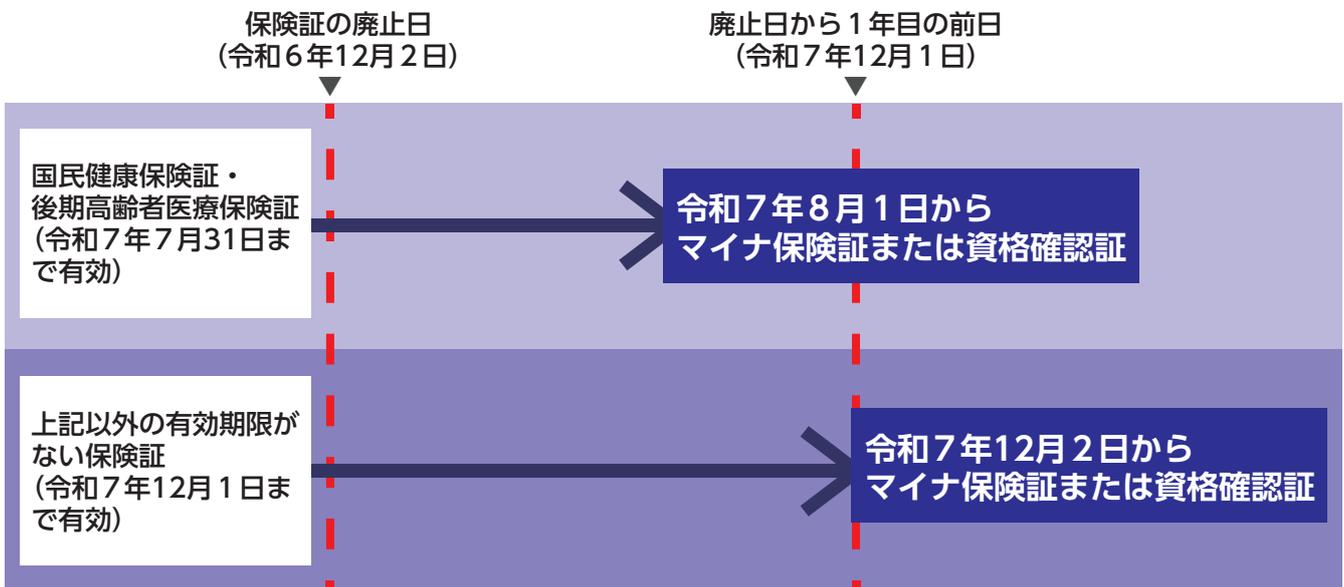
マイナンバーカードを保険証として利用するには、ご自身で『保険証利用登録』を行う必要があります。

今後、マイナ保険証を利用する予定の人は、早めに保険証利用登録を行うようお願いします。

詳しくは
こちらから



発行済みの健康保険証の取り扱い



※マイナ保険証利用登録をすでに済ませている人は、有効期限前であってもマイナ保険証として利用可能です